

静岡県国保運営協議会

国民健康保険法第11条第1項

■ 主な審議事項

- ・国保事業費納付金の徴収
- ・国保運営方針の作成
- その他の重要事項

■ 委員

- ・被保険者代表
- ・保険医又は保険薬剤師代表
- ・公益代表
- ・被用者保険代表

国保運営方針 連携会議

■ 主な審議事項

- ・国保の安定的な財政運営
- ・国保事業の運営の広域化・効率化の推進
- ・運営方針の作成及び変更

■ 構成

- ・市町課長
- ・国保連合会
- ・県国保課長

市町国保運営協議会

国民健康保険法第11条第2項

■ 主な審議事項

- ・保険給付
- ・保険料の徴収
- その他の重要事項

■ 委員

- ・被保険者代表
- ・保険医又は保険薬剤師代表
- ・公益代表
- ・被用者保険代表(任意)

（ 諮問・報告 ）

（ 答申・意見 ）

県

市町国保主管課長等会議

■ 主な審議事項

- ・事務手続き
- ・調整事項 など

■ 構成

- ・市町課長
- ・県国保課長

（ 諮問・報告 ）

（ 答申・意見 ）

市町

運営方針に定めた事項について、毎年度の取組内容や実績評価を、運営協議会及び連携会議・市町に報告し、継続的な改善を図る。
〔準拠: 都道府県国民健康保険運営方針策定要領(厚労省令和2年5月)〕

国保被保険者(住民)